

2017年1月20日

報道関係各位

東和薬品株式会社

## オキサリプラチン点滴静注の特許権侵害差止請求訴訟 知的財産高等裁判所大合議判決勝訴のお知らせ

東和薬品株式会社（本社：大阪府門真市、代表取締役社長：吉田逸郎）は、デビオファーム・インターナショナル・エス・アー（以下「デビオファーム社」）より提起されておりました、当社が製造販売する抗悪性腫瘍剤オキサリプラチン点滴静注 50mg/100mg/200mg「トーワ」（先発・代表薬剤：エルプラット®点滴静注液 50mg/100mg/200mg）の特許権侵害差止請求訴訟に関し、本日1月20日付で、知的財産高等裁判所の大合議の審理により、デビオファーム社の請求を棄却する旨の判決を言い渡したことをお知らせいたします。

### 【経緯】

- ・2015年5月8日付で、デビオファーム社が当社のオキサリプラチン点滴静注の製造販売行為に対して、デビオファーム社の保有する製剤特許（特許第3547755号）（以下「本件特許権」）を侵害するとして、当社製品の製造販売行為の差止め等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
- ・2016年3月30日付で、東京地方裁判所はデビオファーム社の請求を棄却する判決を言い渡しました。
- ・2016年3月31日付で、デビオファーム社は判決を不服とし、知的財産高等裁判所に控訴しました。
- ・2017年1月20日付で、知的財産高等裁判所は控訴を棄却し、東京地方裁判所の判決同様、デビオファーム社の請求を棄却する判断を示しました。

上記のとおり、今般の知的財産高等裁判所の判決においても、当社製品の製造販売行為には、本件特許権の効力が及ばないことが認められましたので、当社は引き続き、オキサリプラチン点滴静注 50mg/100mg/200mg「トーワ」の安定供給に努めてまいります。

以上

## 《会社概要》

- 社名 東和薬品株式会社
- 本社 〒571-8580 大阪府門真市新橋町2番11号
- 代表者名 代表取締役社長 吉田逸郎
- 事業内容 医療用医薬品（ジェネリック医薬品）の製造・販売
- 自社製品数 709品目（2016年12月現在）
- 従業員数 2,222名（2016年10月1日現在）

## ＜お問い合わせ先＞

東和薬品株式会社 広報・IR室  
〒571-8580 大阪府門真市新橋町2番11号  
TEL: 06-6900-9102 / FAX: 06-6908-6060  
E-mail: kouhou@towayakuhin.co.jp